

第 54 号議案

愛南町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 8 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

小規模下水道管理事業及び町営浄化槽整備推進事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することに関し必要な事項を定めるため。

愛南町下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、町の経営する企業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、下水道事業(小規模下水道管理事業及び町営浄化槽整備推進事業をいう。以下同じ。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表のとおりとする。

3 町営浄化槽整備推進事業の処理区域は、町全域とする。ただし、前項に規定する区域内における浄化槽設置は、経済比較等により浄化槽を設置した方が効率的であると町長が認める場合に限る。

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第5条 下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立て、残額は議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号(第2号を除く。)に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、当該残額に相当する額を取り崩して処分することができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の

方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第9条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領額等)

第10条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第11条 町長は、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(愛南町特別会計条例の一部改正)

2 愛南町特別会計条例(平成16年愛南町条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

(愛南町営浄化槽整備推進条例の一部改正)

3 愛南町営浄化槽整備推進条例(平成 22 年愛南町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「設置及び」を削る。

第 2 条第 1 項第 4 号中「この条例に基づき設置及び管理される」を削る。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条第 1 項中「処理区域」を「浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域(以下「処理区域」という。)」に改める。

(愛南町小規模下水道条例の一部改正)

4 愛南町小規模下水道条例(平成 23 年愛南町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「設置及び」を削る。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条第 2 項中「処理区域」を「汚水を施設に排水することができる区域」に改める。

第 13 条中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

別表(第 4 条関係)

施設の名称	位置	処理区域
平瀨地区漁業集落排水処理施設	愛南町平瀨	平瀨地区
油袋地区漁業集落排水処理施設	愛南町油袋	油袋地区
家串地区漁業集落排水処理施設	愛南町家串	家串地区
魚神山地区漁業集落排水処理施設	愛南町魚神山	魚神山地区
網代地区漁業集落排水処理施設	愛南町網代	網代地区
御荘和口地区農業集落排水処理施設	愛南町御荘和口	御荘和口地区
御在所地区農業集落排水処理施設	愛南町正木	御在所地区
広見地区農業集落排水処理施設	愛南町広見	広見地区

愛南町下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表
 附則第2項の規定による改正(愛南町特別会計条例)

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 本文略 (1)～(3) 略 <u>(4) 小規模下水道特別会計 小規模下水道管理事業</u> <u>(5) 浄化槽整備事業特別会計 町営浄化槽整備推進事業</u> (6) 温泉事業等特別会計 観光温泉施設等運営事業 (7) 旅客船特別会計 旅客船事業 (8) 公共用地先行取得事業特別会計 公共用地先行取得事業 以下 略	(設置) 第1条 本文略 (1)～(3) 略 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (4) 温泉事業等特別会計 観光温泉施設等運営事業 (5) 旅客船特別会計 旅客船事業 (6) 公共用地先行取得事業特別会計 公共用地先行取得事業 以下 略

附則第3項の規定による改正(愛南町営浄化槽整備推進条例)

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、町が <u>設置及び管理</u> する合併浄化槽(以下「浄化槽」という。)の適正な <u>設置及び管理</u> に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 本文略 (1)～(3) 略 (4) 使用者 <u>この条例に基づき設置及び管理される</u> 浄化槽を使用する者をいう。 (5)、(6) 略 2 略 <u>(処理区域)</u> 第3条 <u>浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域(以下「処理区域」という。)</u> は、 <u>町全域とする。ただし、愛南町小規模下水道条例(平成23年愛南町条例第23号)第3条に規定する区域内における浄化槽設置は、経済比較等により浄化槽を設置した方が効率的と町長が判断し、認める場合に限る。</u> (工事計画書の作成等) 第4条 <u>処理区域</u> _____ 内において、浄化槽の設置を希望する住宅等所有者は、町長に対し、浄化槽の設置を申請するものとする。 2、3 略 以下 略	(趣旨) 第1条 この条例は、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、町が _____ _____管理する合併浄化槽(以下「浄化槽」という。)の適正な _____ _____管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 本文略 (1)～(3) 略 (4) 使用者 _____ _____浄化槽を使用する者をいう。 (5)、(6) 略 2 略 _____ 第3条 <u>削除</u> (工事計画書の作成等) 第4条 <u>浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域(以下「処理区域」という。)</u> 内において、浄化槽の設置を希望する住宅等所有者は、町長に対し、浄化槽の設置を申請するものとする。 2、3 略 以下 略

附則第4項の規定による改正(愛南町小規模下水道条例)

現 行	改 正 案																											
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設(以下「小規模下水道」という。)の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(処理区域)</u></p> <p>第3条 <u>汚水を施設に排水することができる区域(以下「処理区域」という。)</u>は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(排水設備の改善義務等)</p> <p>第4条 第1項略</p> <p>2 <u>処理区域</u> <u>内の住民は、施設の工事完了後、速やかに施設に接続するように努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第12条 略 (使用料の額)</p> <p>第13条 使用料の額は、<u>別表第2</u>に定める基本料金及び超過料金との合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平瀆地区漁業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町平瀆</u></td> <td><u>平瀆地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>油袋地区漁業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町油袋</u></td> <td><u>油袋地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>家串地区漁業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町家串</u></td> <td><u>家串地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>魚神山地区漁業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町魚神山</u></td> <td><u>魚神山地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>網代地区漁業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町網代</u></td> <td><u>網代地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>御荘和口地区農業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町御荘和口</u></td> <td><u>御荘和口地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>御在所地区農業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町正木</u></td> <td><u>御在所地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>広見地区農業集落排水処理施設</u></td> <td><u>愛南町広見</u></td> <td><u>広見地区</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2(第13条関係)</u> 略</p>	施設の名称	位置	処理区域	<u>平瀆地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町平瀆</u>	<u>平瀆地区</u>	<u>油袋地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町油袋</u>	<u>油袋地区</u>	<u>家串地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町家串</u>	<u>家串地区</u>	<u>魚神山地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町魚神山</u>	<u>魚神山地区</u>	<u>網代地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町網代</u>	<u>網代地区</u>	<u>御荘和口地区農業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町御荘和口</u>	<u>御荘和口地区</u>	<u>御在所地区農業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町正木</u>	<u>御在所地区</u>	<u>広見地区農業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町広見</u>	<u>広見地区</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設(以下「小規模下水道」という。)の<u>管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(排水設備の改善義務等)</p> <p>第4条 第1項略</p> <p>2 <u>汚水を施設に排水することができる区域</u> <u>内の住民は、施設の工事完了後、速やかに施設に接続するように努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第12条 略 (使用料の額)</p> <p>第13条 使用料の額は、<u>別表</u>に定める基本料金及び超過料金との合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>別表</u> (第13条関係) 略</p>
施設の名称	位置	処理区域																										
<u>平瀆地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町平瀆</u>	<u>平瀆地区</u>																										
<u>油袋地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町油袋</u>	<u>油袋地区</u>																										
<u>家串地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町家串</u>	<u>家串地区</u>																										
<u>魚神山地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町魚神山</u>	<u>魚神山地区</u>																										
<u>網代地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町網代</u>	<u>網代地区</u>																										
<u>御荘和口地区農業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町御荘和口</u>	<u>御荘和口地区</u>																										
<u>御在所地区農業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町正木</u>	<u>御在所地区</u>																										
<u>広見地区農業集落排水処理施設</u>	<u>愛南町広見</u>	<u>広見地区</u>																										